

平成28年度 財政援助団体等監査（1）監査結果措置状況

《公立大学法人 神戸市外国語大学》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 指摘事項</p> <p>① 会計に関する事務</p> <p>ア 除却費用を正しく計上するべきものの</p> <p>法人では、図書については取得価額を固定資産として計上しており、図書の除却を行った場合には取得価額分を費用として計上し、固定資産から減額している。</p> <p>平成27年度決算において図書の除却損として損益計算書上に953万円計上し、貸借対照表上の簿価も同額を減額しているが、除却図書に保管転換の図書が含まれていたため、実際の除却費用より56万円多く計上していた。</p> <p>適正な除却費用額を計上し、財務諸表に反映させるべきである。</p>	<p>平成27年度決算にあたり、除却図書の金額について所管部署より資料の提出を受けたが、根拠となる決裁書類の確認を怠ったことにより起こったものである。</p> <p>過大に計上した除却費用については、2016年度決算において修正する。</p> <p>また、事務処理ミスの再発防止のため、図書の取得・除却に関する回答様式について、「保管転換」の金額を記載する欄を追加するとともに、所管部署から決裁書類の写し等を取得し、書面による確認を徹底することとした。</p>	<p>措置済</p>
<p>② 財産管理に関する事務</p> <p>ア 通勤用車両駐車使用料を適正に徴収するべきものの</p> <p>法人では、「通勤用車両の駐車に関する取扱について」において、通勤用車両を大学敷地内に駐車する場合、常時使用者（通勤届提出者）については月額使用料を、随時使用・臨時使用者については使用実績に基づいた使用料を、翌月に徴収することとしているが、複数月分をまとめて徴収（給与控除）を行っている事例があった。</p> <p>取扱に基づいた適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>本学において、常時駐車場を使用する場合は、毎月の給与より使用料を天引きしている。それ以外の場合は、使用者の実績報告に基づき、駐車実績のある月の翌月給与から使用料を天引きしている。しかしながら、使用者からの駐車実績の報告が遅れたことにより、複数月分をまとめて徴収する事態が起こったものである。</p> <p>今後、使用月の翌月に使用料を漏れなく徴収するため、平成28年11月10日に全教職員向けに文書を発出し、実績報告の提出期限遵守について注意喚起を行った。</p> <p>また、駐車場の使用状況について、現在は使用者の報告をもとに確認しているが、駐車実績との照合ができないため、「駐車場使用管理簿」を作成する等、駐車場使用の適正な管理方法について検討を進めている。</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 意見</p> <p>① 施設更新計画の推進について</p> <p>法人の施設については、昭和59年の竣工後、30年以上が経過しており、これまで随時改修工事を行っている。また、資産を長期的に有効活用するため、平成27年度に長期保全計画が作成された。</p> <p>この保全計画では、平成29年度～33年度で約12億5千万円、平成48年度までの20年間で総額約56億円の施設整備費が必要と見込まれる。</p> <p>施設整備の財源は運営費交付金で賄われており、現中期計画(平成25～30年度)では年あたり8千万円程度で推移しているが、この保全計画に基づけば次期以降の中期計画では年あたり平均3億円程度の運営費交付金が必要となってくる。</p> <p>本市の財政状況は厳しい状況にあるが、法人が施設更新を計画的に進めることができるよう、法人と十分な協議を行ったうえで、自主財源も含め、施設更新に必要な財源の確保に努められたい。</p>	<p>神戸市としては、計画的な施設更新に向けて法人と十分に協議を行うこととする。</p> <p>なお、少子化が進み、競争力のある大学づくりが課題とされていることから、施設更新に必要な財源の確保にあたり、学生に選ばれる魅力的な大学のあり方について方向性を議論したい。</p> <p>本学としては、施設更新を計画的に進めることができるよう、神戸市と十分協議を行うとともに、今後とも、施設の外部貸付や外部研究資金の獲得、寄附金の獲得、ふるさと納税制度の活用等自主財源の確保に努めたい。</p>	措置済
<p>② 授業料未納により退学処分となった学生の未納授業料の会計処理について</p> <p>法人では、授業料未納のある学生について、年度末まで督促を行っても授業料を納めない場合は退学処分とし、授業料免除の決定を行っている。しかし、その会計処理にあたって、未納授業料を当初から発生していなかったものとして処理しているため、未納授業料が財務諸表に反映されていない。</p> <p>結果的に当期純利益には影響がないものの、総額主義の原則の考え方からも、授業料未納により退学処分となった学生の未納授業料の処理を財務諸表に反映させることを検討されたい。</p>	<p>本学においては、退学処分となった学生の未納授業料については、学内規程に基づいて免除していることから、当初より発生していなかったものとして処理していた。</p> <p>本学において検討した結果、総額主義の原則に基づき、2016年度より未納授業料の処理を財務諸表に反映することとした。</p>	措置済